

## 議会運営委員会記録

令和7年12月8日（月）

開議 13時00分

閉議 13時47分

第4委員会室

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、  
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、  
西田清久委員

〔議長団〕瀧谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕森谷議員

〔事務局〕下間局長、濱見次長、久保田書記

### 議題

1 令和7年12月浜田市議会定例会議について

(1) 議会追加提出案件について

資料1

2 請願審査

資料2

(1) 請願第65号 所管事務調査の適正な運用改善を求める請願について

【賛成多数 採択】

(2) 請願第66号 行政と議会の事前審査運用の見直しを求める請願について

【賛成なし 不採択】

3 特別委員会の設置について

資料3

4 議員控室について

資料4

5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 13 時 00 分 開議 ]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は 9 名で定足数に達している。

1 令和 7 年 12 月 浜田市議会 定例会議について

(1) 議会追加提出案件について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

選挙管理委員会委員及び選挙管理委員補充員候補者の一覧である。各地域の議員からの推薦による選出がこのとおり行われ、選挙管理委員 4 人、選挙管理委員補充員 4 人の 8 人がそろったところである。選挙管理委員、選挙管理委員補充員については、このとおりこの 8 人を推薦し、最終日 17 日の提案で進めたいと考えている。本会議でも諮るが、選挙は指名推選でお願いしたいと思うので、よろしくお願ひする。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑などはあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、最終日 17 日の提案で進める。

2 請願審査

○岡本委員長

当委員会に付託された請願 2 件の採決を行うが、採決に入る前に確認したいことや、自由討議の希望はあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、採決に移る。

(1) 請願第 65 号 所管事務調査の適正な運用改善を求める請願について

先に継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、続いて、反対の方や意見などがある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。また、本請願は、請願事項が項目立てされているので、請願事項のうち一部が反対である場合も、挙手の上、その項目と反対理由や意見をお願いするが、いかがか。

○大谷委員

所管事務調査の取扱いを明確化し、整備が必要とのことだが、所管事務調査については、委員会において、都度協議をしながら目的を明確にし、かつ、そのやり方に

ついても委員会として決議、取りまとめて依頼しているので、不明確であるという認識ではない。したがって、この運用改善については必要がないものと考え、採択する必要はないと思う。

### ○岡本委員長

そのような意見が出たが、いかがか。

### ○柳楽委員

先般の全員協議会で所管事務調査について説明もらった内容に沿っていくこととしており改善が必要と思っているので、反対である。

### ○小川副委員長

この請願内容にある所管事務調査の扱いが不明確について、この間、所管事務調査の扱いについて様々な問題点があれば、委員会の中で議論し、最終的には議会運営委員会でも整理されてきた経過がある。そこで、具体的に挙げられている不都合な部分として、私としては 12 年間の状況しか分からぬが、特にこの所管事務調査が不明確で、議事の執行や議会の運営に関わるような事象があったのか振り返っても、特にそのようなことはなかったと思う。実際に所管事務調査については、もちろん各委員会でも行われているが、それ以外にも委員会としての取組課題の中で、所管事務調査の取扱いだとか、最近では事務事業評価などでも所管事項も含めて行われることがある。そのような意味では、現行の所管事務調査で特に問題があるとは感じておらず、支障があるという認識もない。したがって、今回出されている請願については、請願にはなじまない内容ではないかということで、反対である。

### ○岡本委員長

そのほかに意見があればお願ひする。

### ○西田清久委員

所管事務調査に関しては、その都度、委員会内で議論しながら調整してきた経緯があるという意識でいるので、反対である。

### ○沖田委員

所管事務調査の扱いが不明確ということは、かねてより思うところもある。目的がはつきりしない調査事項要求なども議会内で散見されるので、議会で統一のルールが必要と思うので、この請願に賛成である。

### ○大谷委員

指摘する場合、本来であれば所管事務調査をしていく委員会で発言をして改善するべきことではないか。その場での発言がなく、この場でそのようなルールを作ろうという展開は違うように受け止める。

### ○沖田委員

言われることももっともかと思われるが、実例を挙げると、今回の文教厚生委員会で所管事務調査のオーダーを出した委員がいた。それに対し、全会一致であるとか、そのような統一ルールがないがゆえに少し混乱する場面も見受けられたようにも思っている。そのような混乱を避けるためにも、一度、所管事務調査のルールのようなも

のを検討することは、やぶさかではないので、この請願に賛成の立場である。

### ○柳楽委員

賛成の意見を持つ委員は、先日の全員協議会で議長から説明があった常任委員会の所管事務調査の在り方という内容では、まだ不十分ということか。

### ○足立委員

先般、議長が説明された内容については、当然こちらとしても理解しているが、ただ、それを毎回言わないといけない状況であることも一方で現実という思いを持っている。ある程度、3 常任委員会が統一的な方向でやることが望ましいのではないか。2 年に 1 回改選もあるので、どこの委員会に行っても大きく変わらないということが必要であるという思いで、今回は賛成である。

### ○森谷議員

ルールを知らない。結局、決めることではなく、知っているかいないかの問題であり、勉強していないということである。一般質問でできることは質問してはいけないと言われた。もう一つは、私だけが四つ考えてきたら、1 人 1 個しかいけないと言うのである。皆が考えてきて、私がたくさんあるからいけないというなら分かるが、自分たちは何も考えてこず、私が四つ一生懸命考えてきたら 1 個しか駄目であると言う。また、全員一致が合意であると言う。議会では多数決も合意ではないか。決めるということと、皆が認識しているということは全然違うわけである。そこを問題にしたい。請願事項の 3 番が特に問題である。1、2、4、5 番は、先日の全員協議会で大体ルールが決まった。皆、全員協議会に出席しているので、私が同様な発言したことを見ているではないか。全員一致や一般質問、1 人一つというのが問題である。結局、これを委員会が始まる際に、全員一致でなくて良い、一般質問でなくても良い、そのようなことを子どもみたいに言わなければいけないことになることを問題としてほしい。そのようなことがなければ別に良い。

12 年前は、皆が思い付いたことを言っても、良いのではないかという感じで通っていたわけである。今は、私に嫌がらせをするような扱いである。知らないはずがない。一般質問でなくともできること、1 人一つでなくとも提案だから自由であること、全員一致でなくとも良いことを皆知っているではないか。共有、頭に記憶していることが大切である。ルールを設けても知らなければ意味がない。どのようにすれば良いということを決めなければいけないと思う。

### ○岡本委員長

請願第 65 号、所管事務調査の適正な運用改善を求める請願について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

( 挙手あり )

挙手多数ということで、本請願は採択すべきものと決した。

## (2) 請願第 66 号 行政と議会の事前審査運用の見直しを求める請願について

### ○岡本委員長

意見のある委員はいるか。

○沖田委員

非公開での事前審査に当たる行為があったとは思えない。本請願は反対をしたい。

○岡本委員長

そのほかに反対を含めて何かあるか。

○柳楽委員

事前審査に当たるものはなかったと思うので、反対である。

○村木委員

ここに書いてあるような秘密など、事前審査があったとは判断していないので、これについては反対の立場である。

○大谷委員

同様の理由で反対である。

○今田委員

同様で、非公開で内容調査はなかったということで、反対である。

○小川副委員長

請願事項の中に、審議の経過とか公正性を損なわない運用とかいろいろ書いてあるが、そのようなことは、これまでの中で認識がないので、そのような不適切な運用はなかったと思っており、反対である。

○足立委員

同様に、このようなことはなかったと思うので、反対である。

○森谷議員

私が言っているのは、そのようなことではないから、先に説明させてほしいと言いたい。まず、事前審査はなぜいけないのか。事前審査は良いではないか。例えば、予算決算委員会などで、事前審査に当たるとストップされるではないか。なぜ事前に議論することがいけないのか分からぬ。それこそ、やるべきであると思う。事前審査をしたら、どこに弊害があるのか。透明性のある事前審査は、議論中であり、やらなければいけないことである。不透明にこそそと事前審査をするのはいけない。透明性があってやるのであれば、ぎりぎりになって議論するよりも、事前に議論したほうが良いに決まっている。本審査のときに、反対しようと思ったけれど賛成になったり、賛成しようと思ったけれど反対になったり、有効であると思う。事前審査は悪であると各委員は洗脳されている。事前審査は当たり前のことである。事前に審査すべきである。駄目であるというルールがおかしいということで、事前審査を禁止するルールは少し緩くしたほうが良いという話である。

○岡本委員長

請願第 66 号、行政と議会の事前審査運用の見直しを求める請願について採決する。本請願について、採択とすべきと決することに賛成の方の挙手を求める。

( 挙手なし )

挙手なしにより、本請願は不採択とすべきものと決した。

以上で、議会運営委員会に付託された請願審査を終了する。

2点お願いする。1点目である。委員長報告については、12月17日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくので確認されたい。各委員に目を通してもらい、よろしければ委員長報告をその内容で行いたい。2点目である。各自の請願に対する表決の記載を、本日中にタブレットに必ず入力しておいてほしい。不採択、反対の場合はその理由も明確に記載してほしい。賛否及び反対理由は、請願者への通知とホームページに記載されるので、分かりやすく簡潔に記載してもらうようお願いする。

採択した請願については、付託された委員会で対応を検討することになる。請願第65号の所管事務調査の適正な運用改善を求める請願については、当委員会で対応することでお願いする。

### 3 特別委員会の設置について

#### ○岡本委員長

前回の委員会で特別委員会の設置について確認をした。議員定数等議会活性化特別委員会を設置することになった。ハラスメント防止対策の検討についてを含めるのか否かについては、各会派で協議いただいた結果について、浜風の郷よりお願いする。

#### ○村木委員

浜風の郷では、単独の特別委員会の設置を求めたい。その理由としては、今回のハラスメント条例においては、対象者が職員、議員、市民と幅広いという点である。既に決まっている定数、議会活性化の関係はどうしても議会の中ということもあるが、今回はそういった対象者の幅広さもあると思っている。さらに、この条例を提案するに当たっては調査が必要である。調査の手法もあるが、今後専門家、弁護士や社労士などの聞き取りもあると思っている。また、これから議論する条例においては、執行部側においては浜田市人権を尊重するまちづくり条例、議員側においては政治倫理条例との調整なども必要であり、政治的中立も求められる。このようなことから、定数と議会活性化と同時に、ハラスメント条例のことを議論することはなかなか難しいということもあって、別立てとして単独の特別委員会設置を求めるといったことが当会派で協議した内容である。

#### ○岡本委員長

浜風の郷では、ハラスメント防止については別個に設置する。創政クラブ。

#### ○大谷委員

結論としては、一本として議会活性化として論議していくということである。ただし、ハラスメントについては重要な点もあるし、他の内容の委員会案も出ていたことを踏まえて、まずは一本でスタートする中で、今後の論議の展開において、場合によってはハラスメント部分を、例えば3月定例会議のところで分離独立させるような論議もあって良いと考えている。まず、そのハラスメントの重要性については認識するが、先ほど提案があったように、範囲が広いこと、そして市の人権に関する条例で

ハラスメントの項目については規定があること、そのほか、カスタマーハラスメントについて執行側では話があるようだが、このような論議も踏まえながら、どのような展開で論議していくかということも踏まえる中で、3月において分離独立させる方向性も含めながら委員会の設立も当然視野に入れながら展開したほうが良いのではないか。まずは一本でスタートし、事務局側の負担も鑑みながら、最初から二つ持つよりも、しばらく経過を見ながらその状況に応じて対応をすべきである。

### ○岡本委員長

ハラスメント防止の委員会については、取りあえず議会活性化特別委員会に入れておき、3月以降の中で検討するということである。それでは市民クラブ。

### ○小川副委員長

市民クラブは、当初は二本立てでやったらどうかと提案した。前回の当委員会で、一つにまとめたらという意見も出された。ハラスメント防止条例の関係は、緊急を要する部分もあるし、時期的には今年の秋ぐらいをめどにという動きもあるという話も聞いたが、この問題を取り扱う特別委員会を設置したとしても、この間の実態調査などをすることが重要ではないかということがあった。仮に、議員定数と議会活性化とハラスメント問題をまとめた一本の特別委員会でも可能性としては有り得るという認識である。優先順位とか、三つのテーマを同時に特別委員会で審議していくのはかなり無理があるのではないかということがあったので、その場合にはやはり交通整理をしながら優先順位を決めまとめながら、例えば先に定数問題について取り扱っていこうとか、次にハラスメント問題についてやっていこうとか、重点や順位をつけながら進めていく形で、一本の特別委員会でも可能ではないかということを会派としてまとめている。

### ○岡本委員長

一本にまとめるということである。それでは公明クラブ。

### ○柳楽委員

一つの特別委員会で進める方向で考えている。活性化について、議会改革から申し送りをされているものを検討する必要がある。そこまで時間がかかる案件ではないと思うので、まずは一つの特別委員会として進めてもらればと考える。

### ○岡本委員長

4会派に話を聞いた。浜風の郷では、ハラスメント対策については別建てでという意見であり、ほかの3会派は一本化するという話である。

### ○足立委員

当市議会は議会改革で非常に優秀な成績を収められている。ほかの議会も当市議会の取組は注目しておられるので、今回、ハラスメント条例の制定を議会として特別委員会を設置してやることが、市民に対してもしっかりととしたPRになる。ハラスメントだけでも範囲がものすごく広いので、様々な調査をするに当たり、一本化してしまうと埋もれてしまうのではないかという心配もある。できれば別に専用の委員会を設けたい思いもある。ほかの会派の意見も一度持ち帰らせてもらうのはどうか。

**○岡本委員長**

浜風の郷から、少しほかの3会派の意見も聞いて持ち帰るということである。

**○柳楽委員**

執行部も今後ハラスメントの条例を制定するということであった。その条例は全く別物として、議会がカスハラを除いたハラスメントに関する条例を考えるのか。

**○足立委員**

除くという考え方ではなく、パワハラに関して重点的に行い、他のハラスメントは対応しないという考えは持っていない。詳細については、特別委員会でしっかり議論してほしい。

**○岡本委員長**

正副委員長では採決しようと思いながら進めている。一つの委員会で三つのことを行うことについて、提案であるが、定数のことは比較的早く解決できると思っている。活性化は、前特別委員会の申し送りを整備したり、時間の経過の中で、消化できると考えている。時機を見ながら徹底的に行うという話や会派へ持ち帰りたいとの意見が出ている。

**○足立委員**

皆同じ思いで特別委員会に取り組みたいので、再度持ち帰りたいが、いかがか。

**○岡本委員長**

会派への持ち帰りについて、よろしいか。

( 「はい」という声あり )

**○村木委員**

今後、最初は三つを一つの委員会で行うが、途中3月定例会議で分かれても良いということであるが、途中で分かれると、議論するための大変な1月、2月をどうする考えか。

**○大谷委員**

会派で結論的な考えを持っているわけではないが、様々な意見を聞いた中で、当然ハラスメントも大事であるが、ほかに出てきた案件も大事な面がある。ハラスメントについては大事であるがゆえに、方向性について執行部側のことも踏まえながら進む必要があり、早く始めるという点では活性化の委員会で含めて論議をしながら、対応ができなければ分離もあり得るだろうと話している。もう一つは、何か違うものを設置する中で、当市において必要な項目があれば、その論議もできるようにしておいたほうが良い。二つの委員会を最初に設置してしまうと、それ以上の特別委員会についての議論は、飽和状態にならざるを得ない。次の展開に向け、余地は残しておいたほうが良い雰囲気であった。

**○村木委員**

同時に二つの特別委員会が、1月、2月において、しっかり準備ができていれば、円滑に進む気がするが、そうではないということか。

**○大谷委員**

視点の違いと思うが、定数については、時間はかかるないという想定の中で、一つの結論が出れば、次の展開に向けて議論ができるし論点も明確になり、しっかりととした方向性があれば柔軟に対応できると思っており、どちらも大事であるという視点は変わらない。

### ○森谷議員

スピード感のなさにはがっかりである。会派に持ち帰りでは、スピード感が全然ない。それから、前の議論でも出たが、本当に事務局の負担について考えているのか、口だけなのかが分からぬ。L I NEWORKSを皆使えるわけである。L I NEWORKSのグループラインでやりとりをすれば良い。そうすれば、事務局は何もせずにとも会議録もでき負担はない。夜でも昼でも進む。口ではDXと言いつながら、本当は変えたくないというのは駄目であり、変わっていかなければならぬ。どんどん進めるべきである。

### ○岡本委員長

持ち帰りという提案があつたので、各会派で協議をお願いしたい。

## 4 議員控室について

### ○岡本委員長

12月4日の委員会で了承されているので、この案のとおり浜田市議会議員控室の使用に関する規程を制定することで、よろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、制定することに決定した。事務局は、制定後、Side Books等のデータについて更新後、L I NEWORKSで全議員への周知をお願いする。

## 5 その他

### ○岡本委員長

委員から何かあるか。

### ○森谷議員

請願審査を見ても、皆が自分の意見を言うわけである。私の説明も聞かずには判断するのは意味がない。新しい情報を入れてから判断しないといけない。その結果で、反対である、賛成であると取りあえず言う。私が熟考して請願を出しているが、それを聞いて変えようと思っても、1回言ったことをなかなか変えたくないとなる。議員が賛成、反対と言う前に説明しなければいけない。陳情審査のときに、まず執行部に何かあるかとやりとりをして賛成反対となるのに、今回は先に賛成反対と言い、その後に説明を聞くのか。私の意見を無視したいのが前提にあるみたいで不思議である。説明を聞き、自分たちがその内容を踏まえて意見しなければいけないのでないか。なぜこのような順番になるのか理解できない。各委員は理解できるのか聞きたい。

### ○岡本委員長

森谷議員から意見があつたことについて、協議することではないと判断するので、

意見があった内容について承知しておいてほしい。

○森谷議員

全然理解できない。

○岡本委員長

最後に次回の議会運営委員会の日程を確認する。12月10日金曜日、予算決算委員会終了後に第4委員会室で開催する。議題は、12月17日追加付議事件及び付託案及び特別委員会の設置などがある。各委員は予定をお願いする。

最後にお願いだが、本日の内容について、各会派で協議するようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 13 時 47 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友